



こさりんだより

東淀川区子育てサービス利用者支援事業

NO.14

(2019年9月発行)

10月から幼稚園教育・保育の無償化が本格実施

詳しくは、大阪市のホームページ『幼児教育・保育の無償化』をご覧ください。内閣府のホームページも参考にしてください。



| 施設種別 | | 3～5歳児 | 住民税非課税世帯の0～2歳児 | 手続き |
|--|------------------------|---|-----------------|---------------|
| 幼稚園 | 新制度に移行している(1号認定) | 無料 | — | 不要 |
| | 新制度に移行していない | 月額25,700円を上限に給付 | — | 園を通じて申請書を配布 |
| | 保育の必要性の認定を受けた子どもの預かり保育 | 月額11,300円を上限に給付(住民税非課税世帯の満3歳児のみ月額16,300円) | — | |
| 保育所等(2・3号認定) | | 無料 | 無料 | 不要 |
| 保育所などを利用しておらず保育の必要性の認定を受けた子どもの認可外保育施設、一時預かり事業(幼稚園型以外)、病児病後児保育事業ファミリーサポートセンター事業 | | 月額37,000円を上限に給付 | 月額42,000円を上限に給付 | 区役所にて認定手続き |
| 児童発達支援事業、保育所等の訪問支援障がい児入所施設 | | 無料 | — | 対象者に手続き方法等を通知 |

無償化の対象 ・3歳児～5歳児

・住民税非課税世帯の0歳児～2歳児

- ※ 幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育・企業主導型(標準的な利用料)無償化の対象。
- ※ 給食費(主食費・副食費)、保護者会費、行事費、通園送迎費などは、保護者の負担。
- ※ その他各施設によって違いがあります。下記を参考にしてください。

保育所・園(2・3号認定)

- ・保育認定時間(標準時間、短時間保育)以外の延長料金は、保護者負担。
- ・副食費は、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降は免除(小学校就学前のお子さんから数えて第3子以降)
- ・保育料は、保育所などを利用する最年長の子どもを第1子とカウントして0～2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償。



幼稚園(私立幼稚園(新1号)・認定こども園(1号認定))

- ・新制度に移行していない私立幼稚園は、入園料、保育料に対し所得に関わらず月額25,700円を上限に給付。(新1号)(満3歳児も含む)
- ・副食費は、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降は免除(小学校第3学年終了前のお子さんから数えて第3子以降)

幼稚園の預かり保育(延長保育)

保育の必要性の認定を受けた子どもの預かり保育

※ 通園している園を経由しての申請

- 教育時間以外の預かり保育利用料は利用日数に応じて、月額上限4,500円 月額11,300円を上限に給付(新2号)
- 市民税非課税世帯の満3歳児のみ 月額16,300円を上限(新3号) ※市民税課税世帯の満3歳児は対象外。
- ★新2号、新3号以外の、保育の必要性がない預かり保育利用料は自己負担となります。



認可外保育施設等

- ・受給するためには・・・事前に認定を受ける必要があります。お住まいの区の保健センター保育担当へ認定の申請をしてください。
- ・保育園、認定こども園を利用できていない方が対象。

保育の必要性が認められるのは、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当し、家庭において子どもを保育することが困難な場合です。

保育認定の事由

1. 1か月に48時間以上労働することを常態としている場合。
2. 妊娠中であるか又は出産後間がない場合。
3. 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっている場合。
4. 同居の親族(長期入院などを行っている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合。
5. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。
6. 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合。
7. 就学している場合。

令和2年度

令和2年4月～令和3年3月に入園を予定している方

- クラス年齢は、2020年度4月1日時点の満年齢です。(令和2年度4月入園)
- 0歳児—2019年4月2日～2020年4月1日生まれ(平成31年) (令和2年)
 - 1歳児—2018年4月2日～2019年4月1日生まれ(平成30年) (平成31年)
 - 2歳児—2017年4月2日～2018年4月1日生まれ(平成29年) (平成30年)
 - 3歳児—2016年4月2日～2017年4月1日生まれ(平成28年) (平成29年)
 - 4歳児—2015年4月2日～2016年4月1日生まれ(平成27年) (平成28年)
 - 5歳児—2014年4月2日～2015年4月1日生まれ(平成26年) (平成27年)

3～5歳児とは 満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間です。

【問い合わせ先】

- こども青少年局 保育企画課『幼稚園以外に関すること』 06-6208-8031
- 管理課『幼稚園に関すること』 06-6208-8085
- 東淀川区役所 保育担当『保育の必要性の認定について』 06-4809-9851

裏面にこさりんカレンダーがあります。ご覧ください。

9月の活動予定

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|----|------|----|----|----|----|
| | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| AM | | ◎ | | | |
| PM | 相談 | | 相談 | 相談 | ○ |
| | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| AM | ♥ | ♥ | | | |
| PM | 相談 | 相談 | ○ | 相談 | |
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| AM | 敬老の日 | | | | |
| PM | | 相談 | | 相談 | ○ |
| | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| AM | 秋分の日 | | | | |
| PM | | 相談 | ○ | 相談 | |
| | 30 | | | | |
| AM | | | | | |
| PM | 相談 | | | | |

10月の活動予定

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|--|------|---------|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | | ◎ | | | |
| | | 相談 | | 相談 | ○ |
| | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| | 相談 | 相談 | ○ | | 相談 |
| | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| | 体育の日 | | | | |
| | | 相談 | | 相談 | ○ |
| | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| | 相談 | 即位礼正殿の儀 | | | ◎ |
| | ふれあい | | ○ | 相談 | |
| | 28 | 29 | 30 | 31 | |
| | 相談 | 相談 | | 相談 | |

11月の活動予定

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | |
|------|------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 1 | |
| | | | | | | AM |
| | | | | | ○ | PM |
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | |
| 振替休日 | | ◎ | | | | AM |
| | | 相談 | | 相談 | ◎ | PM |
| | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | |
| | 相談 | ◎ | | | | AM |
| | ◎ | 相談 | ○ | 相談 | ○ | PM |
| | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | |
| | 相談 | | | | | AM |
| | ふれあい | 相談 | | 相談 | | PM |
| | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | |
| | 相談 | 相談 | ♥ | ★ | 相談 | AM |
| | | | ○ | | | PM |

【相談＝定例相談日】

月・火・木の13:30~16:30(予約可能)
東淀川区役所出張所3階 こさりん相談室
※9/3は4日の13:30~16:30に変更

【ふれあい＝ふれあいルーム】

※祝日(敬老の日)のため、お休みです。

【◎＝出張相談】

- ◎9/3 10:30~11:30
東淀川区子ども・子育てプラザ
- ♥9/9 10:00~12:00
菅原子育てサロン「親子でスマイル」
(菅原小学校多目的室)
- ♥9/10 10:00~11:30
スペース「のびのび」井高野
(井高野福祉会館)

○印は3か月健診・1歳6か月健診

♥印は、こさりんの出前講座。

★印は、こさりんの講座。
預かり保育のおはなし

【相談＝定例相談日】

月・火・木の13:30~16:30(予約可能)
東淀川区役所出張所3階 こさりん相談室
※10/10は11日の13:30~16:30に変更
10/21は9:00~12:00に変更

【ふれあい＝ふれあいルーム】

10/21(月) 14:00~15:00
東淀川区役所出張所3階
※0歳児親子が対象です。

【◎＝出張相談】

- ◎10/1 10:30~11:30
東淀川区子ども・子育てプラザ
- ◎10/25 10:00~11:30
豊里南「子育てくらぶ」
(豊里南福祉会館)

【相談＝定例相談日】

月・火・木の13:30~16:30(予約可能)
東淀川区役所出張所3階 こさりん相談室
※11/11・18は9:00~12:00に変更

【ふれあい＝ふれあいルーム】

11/18(月) 14:00~15:00
東淀川区役所出張所3階
※0歳児親子が対象です。

【◎＝出張相談】

- ◎11/5 10:30~11:30
東淀川区子ども・子育てプラザ
- ◎11/8 14:00~16:00
東淀路子育てサロン
(東淀路会館)
- ◎11/11 13:00~15:00
豊新おやこひろば
(豊新福祉会館)
- ◎11/12 10:30~12:00
大道南子育てサロン
- ♥11/27 10:00~12:00
柴島子育てサロン
(柴島センター)
- ★11/28 10:00~10:15
子育て支援センター スマイル



☆毎週、休日を除く月・火・木の午後1時30分から午後4時30分までが、面談による定例相談日です。(予約可能・予約優先)

定例相談日の日時を変更又は中止する場合があります。

日時を変更したときは、下記のホームページ等でお知らせします。

☆各地域の子育てサロン等で出張相談を行っています。詳しくは、お電話でお気軽にお問合せください。

☆毎月の相談予定表は、その月の1日(祝休日のときは翌日)に、下記のホームページの新着情報にアップします。

<http://www.hohoemi-kushakyo.or.jp>

スマートフォンの方はQRコードをご利用ください。

編集：子育てサービス利用者支援(こさりん)

☎06-6195-3732

東淀路4-15-1(東淀川区役所 出張所3階)

発行：(社福)大阪市東淀川区社会福祉協議会

／☎06-6370-1630

菅原4-4-37(区在宅SCほほえみ)



こさりんのご相談は!

06-6195-3732

「こさりん」相談室のご案内
東淀川区役所出張所3階
阪急「淡路」駅下車
東改札口から徒歩約2分

【GOGOみのりちゃんおでかけカレンダー】には、あそびのひろばの催しや園庭開放日が掲載されています。区役所ホームページの『子育て』からご覧いただけます。

